

## 東大阪市住工共生まちづくり検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、モノづくりのまちである本市において課題となっている住環境と操業環境の軋轢を取り除き、住民と工場が安心して共存できるまちづくりを目指すべく、学識経験者等の意見を聴くための委員会を設置するとともに、運営等必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2条 本委員会の名称を「東大阪市住工共生まちづくり検討委員会（以下「検討委員会」と言う。）」とする。

### (検討委員会内容)

第3条 市長は、検討委員会から、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1)住工共生のまちづくり条例策定に関する意見
- (2)住工共生のまちづくりに関するアンケート調査及び公聴会等の実施に関する意見
- (3)前号に掲げるもののほか、住工共生のまちづくりに関する意見

### (組織)

第4条 検討委員会の委員は20名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)学識経験者・有識者
- (2)住工共生のまちづくりに関係の深い公共的団体その他の団体の役員
- (3)公募により選出した市民及び事業者
- (4)前3号のほか、市長が特に必要と認める者

### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱した年度の年度末までとする。

2 委員は、再任されることができる。

### (総括)

第6条 検討委員会に会議の進行役として総括を置き、住工共生のまちづくり施策検討・推進委員会ワーキング部会長をもって宛てる。

2 ワーキング部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

### (会議)

第7条 会議は、ワーキング部会長が招集する。

### (特別委員会)

第8条 本市の状況を踏まえた客観的事実に基づき学術的見地から集中的に意見を聴取するため、特別委員会を開催することができる。

2 特別委員会委員は、検討委員会委員のうち、学識経験者及び有識者とするが、市長が特に必要と認める場合は別途指名することができる。

### (事務局)

第9条 検討委員会の事務局は経済部モノづくり支援室に置く。

### (委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項については、ワーキング部会長が定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成24年4月2月から施行する。